

鳥取県告示第308号

平成8年鳥取県告示第424号（入所している期間については介護補償を行わないこととする施設について）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第9条の2第3号の規定に基づき、その入所している期間については介護補償を行わないこととする施設を次のとおり定める。</p> <p>1 及び 2 略</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第9条の2第3号の規定に基づき、その入所している期間については介護補償を行わないこととする施設を次のとおり定める。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>3 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成24年4月24日から施行する。